

第16日

平成23年12月21日（水）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案については、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第91号議案ほか2件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 平田梯子君登壇）

○総務文教常任委員長（平田梯子君） ただいま議題となりました第91号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第91号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、必要な規定の整備を図るものであります。

主な改正の内容といたしましては、少子化対策が求められる中、公務においても長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務ができることとされたものであります。

今回、新設する育児短時間勤務職員とは、小学校就学の時期に達するまでの子を養育するため、通常職員の一週間当たりの勤務時間は38時間45分ですが、これを週19時間25分、19時間35分、23時間15分、14時間35分の4つの勤務形態から選択可能とするものです。

また、附則において、育児短時間勤務職員の勤務時間等及び給与を新たに規定するため、朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び朝倉市職員の給与に関する条例をそれぞれ一部改正するものです。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴う措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第103号議案指定管理者の指定についてであります。

本件は、朝倉市体育施設条例第12条の規定に基づき、平成24年4月1日から3年間、朝倉体育センター、朝倉テニスコート、朝倉球場及び朝倉ゲートボール場の指定管理者を株式会社クリーン商会に指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、朝倉体育施設の指定管理者の指定については、民間業者のノウハウや経営手法を活用し、体育施設のサービス向上や管理経費の削減を図る目的で行うとのことであります。

指定管理者の選定につきましては、公募を行い、3社の応募があり、選定委員会による選定の結果、空き時間の健康教室の実施など自主事業の提案がより具体的であった株式会社クリーン商会を指定管理者として指定するもので、指定の期間としましては、朝倉体育施設の指定管理制度の導入が初めてであることから3年間であるとのことでした。

本委員会といたしましては、朝倉体育センターが緊急時の避難所となっていることから避難所の使用に支障が生じないか、利用者である市民の利便性が損なわれることがないかなどを確認し、指定後も市と指定管理者との情報交換などによる円滑な管理運営を要望するとともに、今回の指定管理者制度の導入により、自主事業の実施などサービス向上が図られ、現在の委託に比し管理経費の削減も図られることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第104号議案指定管理者の指定についてであります。

本件は、朝倉市立あまぎ水の文化村条例第3条の規定に基づき、平成24年4月1日から5年間、朝倉市立あまぎ水の文化村の指定管理者を引き続き財団法人あまぎ水の文化村に指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、朝倉市立あまぎ水の文化村は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、財団法人あまぎ水の文化村を指定管理者に指定し、現在まで管理を行っています。

指定管理者の選定に当たっては、公平を期するためにも公募によることが原則であります。あまぎ水の文化村につきましては、市有施設と県有施設が併設されており、水源地としての水の重要性を発信すること及び水源地振興などを目的として、朝倉市と福岡県が一体となって整備した施設であり、市と県が連携して事業を推進する必要があること、財団法人あまぎ水の文化村は朝倉市、福岡県及び利水地域の自治体などが水の重要性について住民理解を深め、水の有効利用の増進を図る目的のために設立した団体であり、事業推進に最適な団体であること。

当該財団法人は、あまぎ水の文化村の基金を管理しており、主として基金の運用益によって文化村の管理運営がなされている状況から、当該財団法人以外の事業者を指定管理者に指定した場合、基金の運用益を管理経費に充当できず、結果として市の指定管理料が大幅に増大する可能性があること。

県有施設部分については、福岡県は、指定管理者として財団法人あまぎ水の文化村を予定し、12月議会に上程中であること。

以上の理由から、公募は行わず、県有施設部分と同じ期間である平成24年から4月1日

から平成29年3月31日までの5年間、当該財団法人を指定管理者にするとのことであります。

本委員会といたしましては、これら執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 104号議案についてお尋ねいたします。

あまぎ水の文化村につきましては、市民の関心が非常に高いところだというふうに感じております。

委員長報告の中で、基金との兼ね合い、それから市と県との連携というお言葉もございましたが、この指定者の指定につきまして非公募であるという点、それから指定期間が3年から5年に延びた点、これにつきまして報告以外の委員会としての論点がございましたらば、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平田梯子君） 非公募に関しましては、執行部の説明のとおりでございます。

ほかの説明に関しましては、3年から5年に関しましては、公益法人化へ移行することも考慮して、サービスの向上につながるようという説明もございました。以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかになければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第91号議案朝倉市職員の育児休業等の関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第103号議案指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第104号議案指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第90号議案ほか7件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議題となりました第90号議案ほか7件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第90号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本件は、事業勘定の歳入歳出に3,284万9,000円を追加するとともに、事業勘定及び直営診療施設勘定において債務負担行為を行うものであります。

内容といたしましては、歳入につきましては、国保被保険者の資格区分の認定作業により、一般から退職者への資格が変わることによって生じる療養給付費交付金の増額補正であります。

歳出につきましては、退職被保険者等療養給付費の財源組み替え並びに平成22年度の国民健康保険療養給付費負担金の精算返納金の補正を行うものであります。

また、今年度中に事務手続を進めるため、事業勘定において、レセプト点検業務の平成24年度から3年間の業務委託について限度額1,800万円、直営診療施設勘定において、病理診断臨床検査業務の平成24年度から2年間の業務委託について限度額1,014万円の債務負担行為の設定がなされます。

本委員会といたしましては、特に債務負担行為についての期間設定の根拠や業務委託の

業者選定についての透明性の確保についてを確認した上で、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第92号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

改正内容の主なものは、市民税、固定資産税及び軽自動車税の不申告に関する過料を3万円から10万円に引き上げるもの、たばこ税及び特別土地保有税の不申告に関する過料10万円を創設するもの、寄附金税額控除で税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるものなどです。

本委員会といたしましては、事務執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第93号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法の一部改正が施行されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

本委員会といたしましては、事務執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第94号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正が施行されることに伴い、規定の整理を行うものです。

本委員会といたしましては、この改正が障害者施設等の定義変更及び児童福祉施設名称の整理に伴う条文の整備を行うものであり、事務執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第95号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、一般廃棄物の処理手数料についての変更を行うものであり、市が指定する燃えるごみの袋について、従来の大小の2種類の大きさを改め、3種類の大きさに変更するものであります。

本委員会といたしましては、この条例の一部改正は、市民の声を反映して、より利用しやすい燃えるごみ袋への変更であると理解し、平成24年4月1日からの施行に向けて、市民や業者の方々もスムーズに移行できるような手順を講じることを強く要望し、全員異議

なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第100号議案及び第101号議案の交通事故による損害賠償については、いずれも業務上の交通事故に関する案件ですので、一括して報告します。

この2議案については、公務遂行中に発生した交通事故により、損害を賠償するに当たりその額を定めること、和解契約を締結すること及び求償権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求められているものであります。

各議案の内容といたしまして、第100号議案は、平成23年7月29日午後4時半ごろ、加害者が朝倉市役所敷地内駐車場に公用車を駐車するために後進中、被害者が駐車している軽自動車に接触し損害を与えたものであります。なお、和解契約につきましては、市が相手側に損害賠償金として10万8,000円を支払う内容となっているところであり、全額保険で処理されるものであります。

第101号議案は、平成23年11月18日午前9時ごろ、加害者が朝倉市一木58番地先において、資源物回収のため公用車を運転中、被害者の所有する倉庫屋根に接触し損害を与えたものであります。なお、和解契約につきましては、市が相手側に損害賠償金として6万5,646円を支払う内容となっているところであり、全額保険で処理されるものであります。

以上が、それぞれ議案の内容ですが、本委員会といたしましては、事故防止策について執行部にただし、審査を行ったところ、いずれも公務遂行中に起こした事故による措置であり、やむを得ないとしながらも作業点検や運行管理を徹底するなど、さらに事故防止の対策に努めるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第105号議案指定管理者の指定についてであります。

本件は、朝倉市老人福祉センター条例第12条第1項の規定に基づき、朝倉老人福祉センター及び杷木老人福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、朝倉老人福祉センター及び杷木老人福祉センターについては、過去6年間指定管理者である朝倉市社会福祉協議会が管理運営しております。

今回、平成23年度末で3年間の指定管理者の指定の期限が切れるため、平成24年4月1日からの3カ年についての指定管理者候補者の選定を行ったところであります。その選定に際しては、利用者の平等利用が確保されていること、関係法令、条例等を遵守し、適切な管理ができサービスの向上が図られる等、施設の効用が最大限に発揮できること、安定した経営基盤を有していること、管理における経費の削減が図られること等を選定項目としたところです。

今回、指定しようとする朝倉市社会福祉協議会については、過去3カ年の両老人福祉センターの管理運営状況が適切であるとの評価を行っております。

さらには、老人福祉センターの設置目的である老人の健康増進、教養の向上、レクリエーションによる健康で明るい生活の実現という観点からも、高齢者を含め幅広く地域と

連携し事業を行うことができることを評価し、老人福祉センターの管理運営に当たっては朝倉市社会福祉協議会が最適であると判断し、非公募方式で指定することについて、指定管理者候補者選定委員会にかけることにしたとのことであります。

指定管理者候補者選定委員会では、過去3カ年の管理運営状況の点検報告書、評価表の内容、平成24年度から3カ年の事業計画書、収支予算書等について審査が行われ、承認を得たということであります。

本委員会といたしましては、本件の指定管理者の指定については、非公募式で行われ、指定管理の期間が長くなることや、市民の声を反映しているのかについて指摘するとともに、市民サービスの向上を考える上では、行政目線からの評価だけでなく、市民目線からの評価項目を追加すること、評価の透明性を確保することを今後の検討課題とするよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。6番中島秀樹議員。

○6番（中島秀樹君） 105議案についてお尋ねいたします。

この指定管理者につきましても非公募でございますが、執行部の説明では適切な評価を行って選定したということなんですが、評価の透明性という言葉が報告の中でございましたけれども、これにつきまして委員会の中でどのような議論が交わされたのかをもう少し詳しくお伝えいただきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（村上百百合子君） ただいまの質問にお答えいたします。

委員会の審査に当たりましては、4項目の指定管理者候補選定委員会で決定した経過を報告いただきまして、当委員会ではこの判断するに判断材料が少ないということで資料の提出を求めたところであります。

介護サービス課においては、この指定管理者制度の担当である企画政策課にも確認してもらったところですが、執行部においては今すぐ提出できるものではないということで、今回は資料の確認には至らなかったところです。委員会といたしましても、今後、この指定管理者の指定については、当委員会だけにとどまらず、議会全体で検討が必要ではないかというような意見も出て、今後、そういうことを検討課題することを要望いたしました。

○議長（手嶋源五君） ほかになければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百百合子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第90号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第92号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第93号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第94号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第95号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第100号議案交通事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第101号議案交通事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第105号議案指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第96号議案ほか6件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 田中保光君登壇)

○建設経済常任委員長(田中保光君) ただいま議題となりました第96号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第96号議案朝倉市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、合併後の事務事業の一元化調整に伴い、公共下水道、農業集落排水処理施設、地域排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について使用料の額の統一等を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

まず、現在の下水道料金体系であります。合併協議により、合併後に一元化することになっていましたので、旧市町のときの料金体系のままであります。甘木地区が集合処理方式と浄化槽による個別処理方式の2つの料金体系に、朝倉地区が集合処理方式、杷木地区が浄化槽による個別処理方式の料金体系に分かれています。

委員会審査に当たっては、料金体系の詳細な説明を受け、料金統一により一部の市民は負担増につながるため、市民の理解を十分に得ているのかなど、執行部の見解をただしたところであります。

執行部の説明によりますと、今回、使用料の統一は合併による一元化調整によるものであります。使用料は公平に徴収しなければならないこと、使用料の不公平等が将来に及ぶのは問題があるため、料金統一を行うための取り組みを進めてきたとのことあります。使用料の改定がある地区には、住民説明会を行い理解を求めるとともに、使用料の大幅な負担増につながる使用料金の改定については、経過措置を設けるとのことあります。

具体的には、集合処理方式については、甘木、朝倉地区で料金体系が異なるため、統一した料金体系にするものであります。個別処理方式については、甘木、杷木地区で料金体系が異なるために、統一した料金体系にするものであります。

しかし、朝倉地区においては、旧朝倉町のときにほぼ全域を集合処理方式で下水道整備がなされていますが、下水道事業の推進上、飛び地や低地部等につきましては浄化槽を設置し、集合処理方式の料金を徴収することで一部の住民に理解を得て事業を進めてきた経過があります。

そのため、浄化槽による個別処理方式でも事業推進上、集合処理方式の料金を徴収していた一部の住民においては、個別処理方式の料金体系へ変更になることにより、現行料金より大幅な負担増となるため差額が1,000円以上になる場合においては、5年間の経過措置を設け、段階的に引き上げるものであります。また、杷木地区においては、現行料金より差額が1,000円以上になる場合においては、2年間の経過措置を設け、段階的に料金を

引き上げ、平成24年4月から2年ないし5年間で統一した料金に改定するとのことであり
ました。

本委員会といたしましては、合併後の事務事業の一元化調整による使用料金の統一であり、住民の負担増については経過措置を設け、段階的な料金の値上げを行い、住民の理解を得るような対策がなされていることについては、執行部の説明を了とするものの、今後も下水道事業を進める上でも、経費節減に努めるとともに、接続率の向上と安定的な使用料の確保に努める施策を推進することを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第97号議案工事請負契約の締結についてであります。

本件は、朝倉市営住宅松の木団地の第1期建てかえ建築工事を施工するため、指名競争入札により工事請負人を定めたため、その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

執行部の説明によりますと、市営住宅松の木団地の第1期建てかえ工事を施工するもので、工事概要は鉄筋コンクリートづくり、6階建てで住宅戸数は48戸、請負契約金額は4億4,013万9,000円、工事請負人は梶原・大坪・柿原特定建設工事共同企業体であります。入札につきましても、雇用確保、経済危機対策の観点から入札機会をふやす目的で、1億5,000万円以上の建築工事においては、企業体を組んでの入札を行っております。

予定価格、最低制限価格の事前公表を行っておりましたが、4企業体すべてが最低制限価格で入札をしたので、くじによる抽せんによって工事請負人を決定したとのことであります。

本委員会といたしましては、入居者に配慮されたバリアフリー住宅であるかなどを確認するとともに、入札においては、近年、くじによる抽せんが多いため現在の入札制度のあり方を含め、入札制度のよりよい方法を求めていくことを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第98号議案財産の取得についてであります。

本件は、41名の個人から土地を取得するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

執行部の説明によりますと、小石原川ダム建設に伴い、水資源機構がつけかえ道路を整備中ではありますが、整備計画に基づき、22年度に引き続き土地を取得するとのことであります。

本年度に取得する土地といたしましては、朝倉市江川字栗河内32番1地内ほか37筆、面積9,383.87平方メートルの山林、田畑及び宅地などの土地を水資源機構が行ったダム建設に伴う不動産鑑定評価額及び補償基準に基づき算定し、7,069万5,050円で取得するものであります。

また、取得費用につきましては、水資源機構から林道整備の受託事務として土地を取得するため、同機構からの収入を充てるとのことでありました。

本委員会といたしましては、小石原川ダム建設に伴う財産の取得であるため、今後の円滑な事業の推進を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第99号議案訴えの提起についてであります。

本件は、長期にわたり家賃を滞納し、不法に土地を占拠している市営住宅入居者について、住宅及び土地の明け渡し並びに家賃等の支払い請求の訴えを提起するために、議会の議決を求めるものであります。

執行部の説明によりますと、平成23年11月までで、家賃を110カ月分、水道使用料金を101カ月分滞納し入居している住宅の隣の部屋の土地に所有物を置き、不法に占拠している状況であるとのことでありました。

これまでも、電話や文書にて家賃等の納付及び土地を占拠している所有物件の撤去を求め、本人とも会って何度もお願いをしてきたということでありました。

連帯保証人にも連絡をとり、改善等を一度お願いを致しましたが、その後は連絡はとれなくなり、滞納額の納付及び占拠の改善がなされないため、朝倉市営住宅条例第42条第1項の規定に基づき、今回、訴えを提起するとのことでありました。

本委員会といたしましては、他の市営住宅入居者との公平性の観点からも、家賃の滞納や不法占拠に対する訴えは適当であるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第102号議案市道路線の認定についてであります。

本件は、市道路線を認定するに当たり、道路法の規定に基づき、議会の議決を求められているものであります。

各路線の概要であります。堤中原3号線につきましては、幅員6.5メートル、堤中原4号線につきましては、幅員6メートル、山渡り4号線につきましては、幅員6メートルの住宅内開発道路を市道として、管理するために認定しようとするものであります。

次に、前熊線、松葉の1線、松葉の2線、生津の3線の4路線につきましては、杷木志波地区内を通る旧町道3路線を市道として再認定するものであります。

執行部の説明によりますと、旧杷木町時代に旧町道3路線を農林省の補助事業により整備することになり、平成3年12月に事業に関連する町道とあわせて、町道を廃止して農道として整備を行っております。平成5年に事業が採択され、平成16年に整備が完了、平成17年に県から旧杷木町に譲与されております。

4路線の概要ですが、前熊線につきましては、幅員4.3メートルから8.3メートル、松葉の1線につきましては、幅員5.3メートルから9.2メートル、松葉の2線につきましては、幅員3ないし5.4メートル、生津の3線につきましては、幅員2.8ないし4メートルの道路を認定するものであります。

本委員会といたしましては、現地調査を行い、農道として整備した路線については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律のかかわりがあるのではないかと、執行部にただした結果、執行部も県に確認したところ、市道への移管について問題がないため、今回、市道として認定するものであるとのことであります。また、市道の幅員につきましては、原則4メートル以上であります。幅員が4メートル以下の路線につきましては、旧杷木町時代に補助事業のため町道を廃したものであり、旧町道の再認定に該当するため、いずれの路線も認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第106号議案指定管理者の指定についてであります。

本件は、朝倉市三連水車の里あさくらの指定管理者を株式会社三連水車の里あさくらに指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めているものであります。

執行部の説明によりますと、同施設は、地域特性を生かした都市農村交流を促進する拠点として、交流人口の拡大による需要拡大及びこれに供給する交流産業づくり並びに安全、安心な食料の生産及び供給を通じた農村文化の再生を目的に設置されております。

指定管理者の指定につきましては、指定管理者の選定に当たり、担当課による点検評価を行い、指定管理者候補者選定委員会において公募によらないことの審議、指定する団体の審議が行われたとのことであります。施設の設置目的や施設の特性、市の施策を三連水車の里あさくらが大きく担っている関係から、公募によらず、第三セクターである株式会社三連水車の里あさくらが適当であると判断したとのことであります。

本委員会といたしましては、指定管理者の努力により、年々指定管理料は減少してはいますが、今後とも都市と農村の交流拠点として、安心、安全な農作物の供給、各種農業施策の展開など、自主運営が可能となるような営業努力と適正な管理運営を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第107号議案指定管理者の指定についてであります。

本件は、朝倉市川の駅原鶴の指定管理者を原鶴温泉旅館協同組合に指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めているものであります。

川の駅原鶴は、旧杷木町のときに3駅トライアングル構想として、道の駅原鶴（ファームステーションバサロ）、川の駅原鶴（パークゴルフ場）、山の駅（大手山2000年公園）を都市との交流を目的とした施設として、平成12年度に建設され、原鶴温泉内にレジャー施設を設置し、原鶴温泉の活性化と健康増進を図ることを目的に、駅舎と筑後川河川敷を占用したパークゴルフ場を整備しております。

委員会といたしましては、指定管理者の指定方法、選定理由などを確認するとともに、指定の妥当性についてただしたところであります。

執行部の説明によりますと、指定管理者の指定の経過及び理由につきましては、指定管

理者の選定に当たり、担当課による点検評価を行い、指定管理者候補者選定委員会において公募によらないことの審議、指定する団体の審議が行われたとのことであります。

審議の内容といたしましては、指定する団体の事業計画書、収支計画書を審議いたしましたが、原鶴温泉と連携した自主事業等を開催し、増収を図ることで、市としても経費節減につながるため適当であると判断したとのことであります。

また、公募によらず原鶴温泉旅館協同組合を指定することについては、施設は原鶴温泉の活性化と振興を図ることを目的に設置されているため、同温泉の活性化と振興につながるができる団体が適当であることや、原鶴温泉とパークゴルフを組み合わせ、利用者の健康増進にもつながり、その効果がPRできること。また、筑後川が増水してパークゴルフ場が冠水する場合がありますが、冠水の状況をすぐに把握し、これまでの知識と経験で昼夜を問わず管理できることなど、総合的に検討した結果、同組合が適当であると判断したとのことであります。

本委員会といたしましては、原鶴温泉の振興のためにも同組合を指定することは適当であると判断するものの、指定管理者には川の駅原鶴を活用した原鶴温泉の振興に努め、パークゴルフ場の利用者増に努めることにより独立採算制を強く求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論であります。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第96号議案朝倉市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第97号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第98号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第99号議案訴えの提起についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第102号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第102号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第106号議案指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。御意見あ

りませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第107号議案指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた23請願第6号を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 村上百合子君登壇)

○環境民生常任委員長(村上百合子君) ただいま議題となりました23請願第6号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

23請願第6号公共交通機関の存続に向けJR九州に係る経営支援策等の継続を求める意見書に関する請願書についてであります。

本件は、平成24年3月末に期限切れを迎えようとしているJR三島貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特別措置を恒久化すること及びJR三島貨物会社を初め、鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税についての減免措置を継続することについての意見書を国の関係機関に提出してほしいというものであります。

本委員会といたしましては、9月定例会において本委員会に付託を受け、市税務課より、これらの特別措置や減免措置についての内容や朝倉市における影響などの説明を受け、審査を行ったところでありますが、なお、審査検討の必要ありとして継続審査とし、検討をしてきたところであります。

請願要旨の中では、国鉄の民営化に伴い、JR九州が発足してから公共交通機関として

赤字路線を引き継ぎながらも民間企業として自立するための企業努力を行ってきたこと。しかしながら、経済の低成長と低金利時代の長期化に加え、他の運送機関との競争激化や流動人口の減少により、非常に厳しい経営状況に置かれていること。その状況下、平成24年3月末で固定資産税、都市計画税を減免する特別措置、軽油引取税の減免措置がなくなることによる、公共運送としての役割を存続することの困難さについて述べられております。

本委員会といたしましては、内容について慎重に審査をする過程で、この請願の2つの請願項目については分けて結論を出すこととなっております。

まず、請願項目の(1)、JR三島貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特別措置を恒久化することについては、公共交通機関としての役割を果たすJR九州の厳しい現状については理解できるものの、当朝倉市においてはJRが通っておらず大変厳しい地方財政の状況を考慮すると、他の自治体の税収に大きく影響を与える固定資産税、都市計画税を減免する特別措置を恒久化することについては、意見を出すことについてはいかなものかとの意見もあり、全員一致により不採択とすべきものと決しました。

請願項目の(2)、鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税についての減免措置を継続することについては、朝倉市の公共交通機関としての役割を果たす甘木鉄道への影響を考えるとともに、この軽油引取税の減免措置は鉄道事業のみならず、その対象事業は広範にわたっており、朝倉市の基幹産業と位置づけられる農業で使用される軽油など、農林漁業用で機械燃料として使用される軽油にも適用されることから、農林漁業者に与える影響、さらに地域経済に与える影響が大きいと考え、軽油引取税の減免措置については現行どおり継続すべきであるとの結論に至り、全員一致により採択すべきものと決しました。

以上の結論の内容から、23請願第6号については、全員異議なく一部採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば23請願第6号の一部採択の趣旨に基づくとともに、審査の経過にも述べましたように、朝倉市においてはその影響が鉄道事業にとどまるものではないため、農林漁業なども含めた軽油引取税の減免措置を継続することについての意見書案を後ほど提出いたしたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長(手嶋源五君) 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、23請願第6号公共交通機関の存続へ向けJR九州に係る経営支援策等の継続を求める意見書に関する請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は一部採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、23請願第6号は一部採択することに決しました。

次に、第89号議案の審議を行います。

それでは、第89号議案平成23年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時19分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより発議案等の上程を行います。

本日、環境民生常任委員会より意見書案1件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。これを一括上程し、まず、意見書案について環境民生常任委員長から提案理由の説明を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） それでは、意見書案第6号につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど、本会議で一部採択されました23請願第6号公共交通機関の存続へ向けJR九州に係る経営支援策

等の継続を求める意見書に関する請願書の採択部分である軽油引取税の減免制度の継続について、請願の趣旨である鉄道事業に加え、農林漁業用等の軽油引取税の減免についても含めた内容で提出した次第であります。

何とぞ、御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げまして説明を終わります。

(環境民生常任委員長 村上百合子君降壇)

○議長(手嶋源五君) お諮りいたします。発議案第4号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で提案理由の説明は終わりました。

発議案等考案のため暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより発議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、意見書案第6号軽油引取税の免税制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第4号については、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で発議案等の質疑は終わりました。

次に、発議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第6号及び発議案第4号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、意見書案第6号軽油引取税の免税制度の継続を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議案第4号については、討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第4号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これにて平成23年第6回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時25分閉会